

広島県情報公開・個人情報保護審査会 諮問（情）第74号

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年8月10日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に行われた砂防河川郷川の護岸改修工事に係る用地境界確認が法律に違反せず適法であることを明らかにしている文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に行われた砂防河川郷川の修繕工事の用地境界確認（以下「本件境界確認」という。）が、法律に違反せず適法であることを明らかにしている文書」（以下「本件対象文書」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年8月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年9月2日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示の決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、別件の架橋申請に係る審査請求事案において自ら作成した平成15年9月12日付け東広竹第51号の弁明書の中で説明した「修繕工事のために境界の分かる人に境界確認の署名をしてもらった」

という内容を肯定するため、当該署名が法的効力を有しないとの不存在通知（本件処分）を行ったものである。

しかし、当該境界確認は、規定に基づいて実施されたものであると理解するのが一般的であるにもかかわらず、実施機関が弁明する内容であるところの、おおむねの境界を確認するために境界の分かる人に立会いを求めたとの主張は、規定に基づかない境界確認を立会人に求め、かつ、署名までも求めたということの意味しているものと判断できる。

- (2) 上記(1)の補足説明として、異議申立人は、次のとおり主張している。

実施機関は、「本件境界確認は、何ら法的効果をもたらすものではない。」としながらも、実際に立ち会った本人（〇〇〇〇）に対し、署名及び押印を義務付けたものである。

そして、本件境界確認に法的根拠はないが、慣例として、署名・押印させておきながら、その約〇〇〇〇後に提出された同一場所への架橋申請に際しては、前記(1)のとおり、約〇〇〇〇前に署名・押印を行わせたという事実を無視して、架橋申請者（〇〇〇〇）が当該地を管理していることを確認できるものの提出を執拗に要求したものである。

広島県は裁量権の乱用を常態とはしているものの、本件境界確認が、法律に違反せず適法であることを明らかにしている文書を隠匿しているものと考えられることから、速やかに、適正な開示決定を行うよう要求する。

- (3) なお、本件立会者が本件境界確認の立会証明書に署名及び押印をしたのは事実である。平成15年10月7日付け行政文書部分開示決定通知書で開示された1枚の立会証明書には、本件境界確認が実施された年月日、測量者の署名・押印がなく、かつ、土地の表示が空欄のままの状態です。立会者の住所・氏名が記載されたものとなっており、何を証明したのかという点において行政手法に著しい瑕疵がある。

本件立会者は、土地の表示が記載されている立会証明書を示された上で、当該立会証明書に「署名及び押印」をしたと記憶している。土地の表示が記載され、かつ、立会者の署名及び押印がある立会証明書が、何故開示されなかったのかは異議申立人の関知するところではないが、当該測量業者と広島県が何らかの事情で立会証明書の差し換え等を画策したものと思料される。

白紙状態の立会証明書には何らの法的効力もない。行政手法に著しい瑕疵がある白紙状態の立会証明書であるにもかかわらず、絶大な裁量権をもって有効な手続きとした不当な行政手法に対して抗議する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総

合すると、本件対象文書を不存在とした理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 護岸改修工事の際に境界確認を行うことについては、法令で義務付けられているものではないが、当該工事を他の地権者の所有地の中で行うことのないようにするといった目的から、社会通念上必要なものとして行っている。

本件境界確認は、異議申立人の関係者が所有する土地を含む本件工事箇所周辺の民有地の官民境界を確認したものである。

- 2 境界確認は、法務局の公図の筆界線が現地のどこに当たるのかを確認するもので、土地家屋調査士や測量士といった専門家に依頼して実施している。その際には、これらの専門家は、不動産登記法等の法令に根拠を有する境界確定の手続きに準じて実施していることから、当機関自身は詳細な規定を作成する必要がなく、要綱など根拠となる文書は存在しない。

また、境界確認は、社会通念上の必要性に応じて実施しているに過ぎず、実施内容の適法性を根拠づけるような文書を保有するものではない。

- 3 本件境界確認の場合、立会証明書が受託事業者から実施機関に対して提出されているが、どういった様式で境界確認を行ったかを報告するかは、当該事業者の裁量に委ねられており、口頭・メモ等により確認するのが通例であったところ、境界確定の際に用いることとされている立会証明書の様式を利用したに過ぎない。

また、立会者に確認してもらったことの証拠として住所と署名が報告されているが、押印までは求めていないし、当該押印の有無によって、本件境界確認が何ら法的な影響を受けるものではない。立会者に押印まで求めると、自宅に印鑑を取りに戻る必要が出てくることなどから実態としては求めない場合もある。

なお、おおむねの境界を確認するために境界のわかる方に出席を求めているものであり、本件の場合、〇〇〇氏より口頭で対象地の管理人である旨の申出があり、他の立会人からの異論もなかったために、同氏に確認を求めその署名を得たものである。

- 4 以上により、本件請求に合致する行政文書は存在しないことから開示することはできないとした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

- 1 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、本件境界確認が、法律に違反せず適法であることを明ら

かにしている文書である。

2 本件対象文書の存否について

(1) 押印のなされた立会証明書の存否

前記第3の2において、異議申立人は、「実施機関が別件の部分開示決定処分で開示した立会証明書は差し替え等が画策されたものであって、これとは別に、本件境界確認が厳密な確認手続きでもって実施されたことの証拠としての適正な立会証明書が存在しているはずであり、当該証明書には、土地等の表示や押印がなされている旨」を主張しているものと考えられる。

しかし、当審査会において、本件立会証明書を確認したところ、確かに、実施機関が説明するとおり、押印はされておらず手書きの署名のみがなされていることが認められる。

本件立会証明書は、境界確認を実施したことを記録したものであり、署名のみの立会証明書とは別の押印された証明書は存在しないという実施機関の説明に不自然な点は認められない。

(2) 立会証明書への押印義務の存否

前記第3の2における異議申立人の主張は、別件橋りょう設置許可申請の際には、当該申請者が対象地の管理人であることの確認を厳密に要求されていることから、本件境界確認の立会の際にも、同様の厳密さでもって署名・押印を義務付けられていた旨を意味していると考えられる。

しかし、法令に基づく橋りょう設置許可申請の審査過程での確認方法と、社会通念上の必要性から実施されている境界確認での確認方法との間では、確認手続きの方法が異なっても不自然ではない。

したがって、本件境界確認に際しては、どの立会人との間で境界確認したかどうかの記録を残しておくために受託事業者が境界確定での立会証明書の書式を利用したに過ぎず、立会人に押印まで義務付けているものではないとの実施機関の説明は、不自然ではないことが認められる。

(3) 本件境界確認実施に当たっての法的根拠に係る文書の存否

当審査会において、本件境界確認の実施根拠となる関係法規及び県の内部で定めた要綱等が存在するかどうか確認したところ、特段の根拠規定及び実施を義務付けている規定等は見当たらず、それらを記載した行政文書が存在しないとしても不合理ではないことが認められた。その理由は、次のとおりである。

ア 本件境界確認は、護岸工事を他の地権者の所有地の中で行うことのないようにするなど社会通念上の必要性から実施されたもので、法令に基づき実施しているものではないと認められること。

イ 本件境界確認に際しては、受託事業者が不動産登記法上の立会証明

書の様式を利用して立会者の確認を得たことを記録するための文書を作成しており、当該境界確認の法的根拠となる文書は保有していないという実施機関の説明に、不自然な点は認められないこと。

- (4) 本件境界確認の実施内容や実施過程が違法でなく適正であったことを示す文書の存否

本件境界確認は、社会通念上の必要性から実施されているものであると認められるから、実施機関の主張するように法律に違反せず適法であることを明らかにする文書を保有していないとしても、不自然とは認められない。

- (5) 総括

以上のことから、本件対象文書を保有していないとして不開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 6	・ 諮問を受けた。
16. 3. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 11. 14	・ 実施機関からの理由説明書を收受した。
17. 11. 18	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 1. 31	・ 異議申立人から意見書を收受した。
18. 2. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
19. 10. 22 (平成19年度第2部会第7回)	・ 諮問の審議を行った。
19. 11. 13 (平成19年度第2部会第8回)	・ 諮問の審議を行った。
19. 11. 21	・ 実施機関に再理由説明書の提出を要求した。
19. 12. 7	・ 実施機関からの再理由説明書を收受した。
19. 12. 11 (平成19年度第2部会第9回)	・ 諮問の審議を行った。
19. 12. 13	・ 異議申立人に再理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 1. 15	・ 異議申立人から意見書を收受した。
20. 1. 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
20. 1. 29 (平成19年度第2部会第10回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
20. 2. 28 (平成19年度第2部会第11回)	・ 諮問の審議を行った。
20. 3. 17 (平成19年度第2部会第12回)	・ 諮問の審議を行った。
20. 4. 21 (平成20年度第2部会第1回)	・ 諮問の審議を行った。
20. 5. 19 (平成20年度第2部会第2回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（第2部会・五十音順）

飯 岡 久 美 （ 部 会 長 ）	弁 護 士
山 田 園 子	広島大学大学院社会科学研究科教授
山 本 一 志	弁 護 士
横 藤 田 誠	広島大学大学院社会科学研究科教授